

福 介 護 第 5 4 4 号
2 0 2 3 年（令和 5 年）7 月 4 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
（保健福祉局長寿社会応援部介護保険課）

居宅サービス計画書第 6 表及び第 7 表に対する同意について（通知）

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、見出しのことにつきましては、「福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 95 号）」（以下、「基準条例」という。）において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、**文書により利用者の同意を得なければならない。**」と定められているところです。

介護保険最新情報 vol. 958『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について（令和 3 年 3 月 31 日）（老認発 0331 第 6 号）』の発出により、これまで示されていた居宅サービス計画書の標準様式第 6 表から「**利用者確認欄**」が削除されましたが、基準条例の当該部分について改正等はなく、**引き続き遵守すべきもの**であるため、文書による同意（基準条例第 34 条に則り、書面に代えて、電磁的方法により同意を得ている場合を含む。）が得られていない場合は、**運営基準減算となります。**

このことに関する取扱いについては、「2021 年度（令和 3 年度）介護報酬改定等に関する Q & A（福山市版）20210416 版の掲載について（2021 年 4 月 16 日メール送付）」にてお示ししているところですが、改めて本市における取扱いについて周知いたします。

各事業所において、【別紙 1】「参考条例等」及び【別紙 2】「居宅サービス計画書第 6 表及び第 7 表に対する同意に関する本市における取扱いについて」を参考に居宅サービス計画の原案について文書により同意を得ることについて、今一度御留意ください。

（問い合わせ先）

福山市保健福祉局
長寿社会応援部介護保険課
事業者指導担当
TEL:084 - 928 - 1232

【別紙 1】参考条例等

○福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 26 年条例第 95 号)抜粋

「基準条例」

第 1 章 総則

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 11 年老企第 22 号)抜粋

「解釈通知」

第 2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

(8) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

- ⑩ 居宅サービス計画の説明及び同意

～中略～

説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第 1 表から第 3 表まで、第 6 表及び第 7 表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) に示す標準様式を指す。) に相当するものすべてを指すものである。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 36 号)抜粋

「留意事項通知」

第 3 居宅介護支援費に関する事項

6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

～中略～

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

※全文は、本市や厚生労働省のホームページ等で御確認ください。

【別紙2】居宅サービス計画書第6表及び第7表に対する同意に関する本市における取扱いについて

居宅サービス計画書第6表及び第7表に対する同意に関する本市における取扱いについては、2021年4月16日に各事業所へ送付した「2021年度（令和3年度）介護報酬改定等に関するQ&A（福山市版）20210416版の掲載について」の発出により、次のとおりとしています。

Q90. 介護サービス計画書の様式が示されたが、第6表の利用者確認欄が省略されていた。文書（書面）により利用者の同意を得ることについて、どのように記録を残せばよいか。

A90. 介護保険最新情報 Vol.958 で示されているのは、介護サービス計画書の標準様式であるため、**当該様式に利用者確認欄を設け同意を得る、または、支援経過等に同意を得たことを記録しておくこと。**

なお、居宅サービス計画書の第1表については、当該様式に利用者の署名欄を設けて文書にて同意を得ることが望ましい。ただし、支援経過等に同意を得たことを記録することでも足りる。

書面に代えて、電磁的方法で説明・同意等を得る場合は、解釈通知（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）」p18-20の「雑則」を参考にされたい。

居宅サービス計画について文書により利用者の同意を得ていない場合は、運営基準減算に該当するため、留意すること。

各事業所において、要件を満たすかどうか、次のことを参考に再確認をお願いします。

下記のいずれかにあてはまらない場合、運営基準減算となる場合があります！

- ① 第6表に直接署名又は押印を得ている
- ② 第6表以外の別紙に署名又は押印を得ている
- ③ 支援経過等に同意を得た旨を記録している

①第6表に直接署名又は押印を得る場合又は②第6表以外の別紙に署名又は押印を得る場合は、次のことに留意してください。

【署名の場合】

署名日及びフルネームによる署名を得ることが望ましいですが、署名日については支援経過等の記録で分かる場合は省略しても差し支えありません。また、フルネームでなくとも、苗字のみの署名でも差し支えありません。

【押印の場合】

押印日及び押印を得ることが望ましいですが、押印日については支援経過等の記録で分かる場合は省略しても差し支えありません。また、印鑑は、実印でなくとも、認印等で差し支えありません。

※②については、どの居宅サービス計画の原案に対して同意を得たか明記してください。

③支援経過等に同意を得た旨を記録する場合は、次のことに留意してください。

×	【文書により同意を得ているとは言えないケース】 例：「〇月分利用票について説明し、交付した」
○	【文書により同意を得ていると言えるケース】 例：「〇月分利用票について説明し、 <u>同意を得た</u> 上で、交付した」

※ 交付したことだけでなく、**同意を得たこと**まで記録してください。